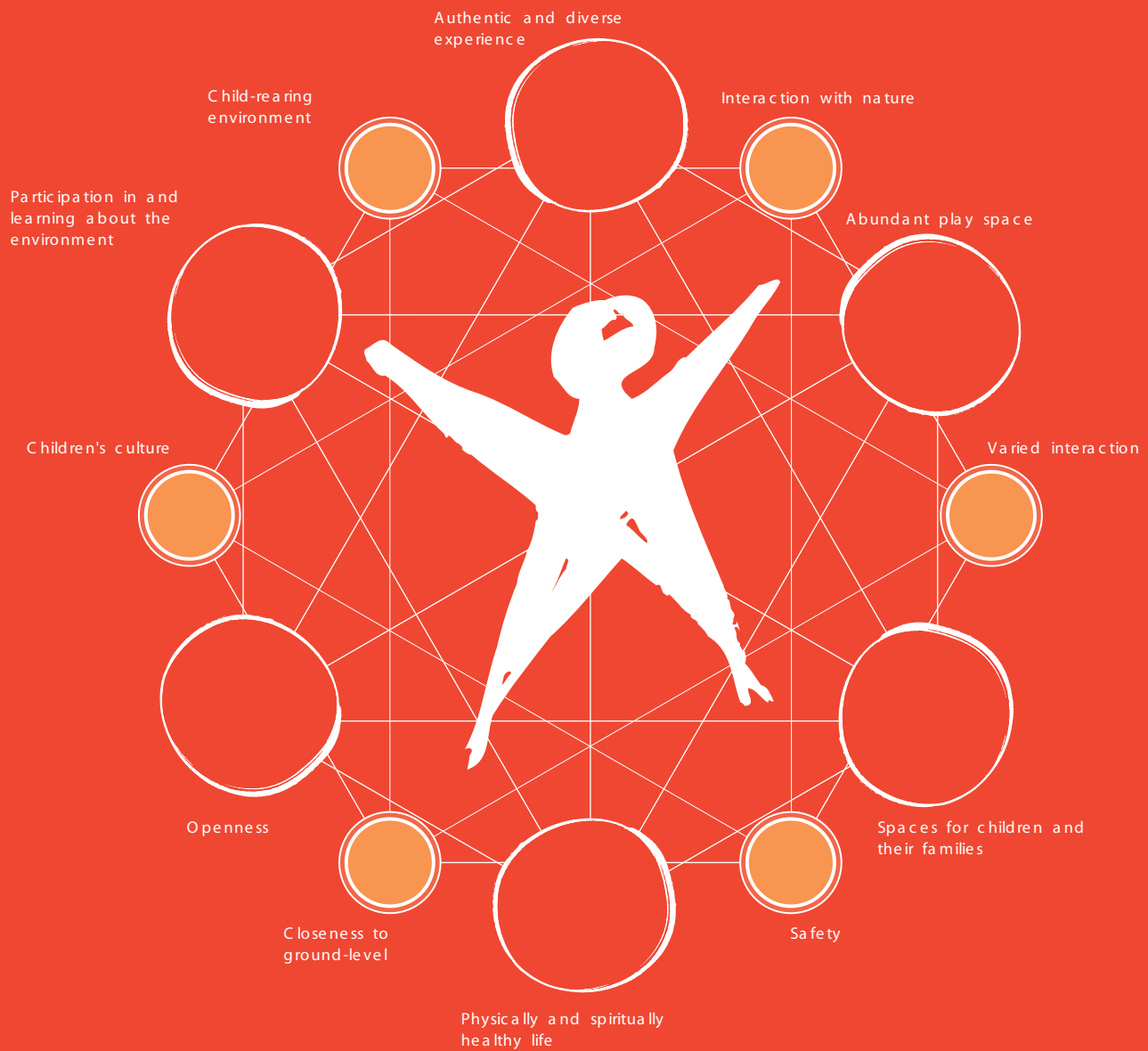


Twelve-point charter for a child-friendly architectural and urban environment

子どものための建築・都市12ヶ条



子どもと家族のための建築・都市環境づくりガイドライン

20世紀後半の四半世紀に顕在化し始めた自然破壊、核家族化、少子化など、急速な社会状況の変化により、その直前の四半世紀に大きな経済成長をもたらした社会システムの枠組みの大幅な変更が求められている今日、明日の日本を担う世代の心身の活性が急激に低下しつつあることが懸念されます。今、子どもはさまざまな問題に直面しています。いじめ、不登校、学級崩壊、子どもの成人病、体力低下、犯罪、引きこもり等ですが、これらは家庭、学校、地域という社会的要因のみでなく、フィジカルな環境としての建築都市環境にも深く関わると考えられます。

建築・都市環境が、明日の日本を担う世代の成育環境として本当に良いものになっているかが問われます。建築も都市も、子どもを圧迫し、追いつめ、孤立化させ、心身の活性を失わせてはいないでしょうか。国際社会に貢献する広い視野と行動力を持ち、創造性豊かな人間を育成できるものとなっているでしょうか。

子どものための成育環境としての建築・都市環境は次のようにつくり、存在しなければなりません。私たちは今、日本の未来を築く次世代の子ども達の環境をこうした視点より、子どもを含むすべての人々とともに点検し、再構築する必要があります。

子どものための建築・都市12ヶ条

- 第1条 建築・都市は子どもがその成育期に本物の多様な体験を得る機会を保障する。(本物の多様な体験)
- 第2条 建築・都市は身近な自然から大自然まで、子どもの感性を刺激し、その行動を受けとめる自然環境を内包する。(自然とのふれあい)
- 第3条 建築・都市はあそびを通して健全に育つ子どものために、あそび空間を整備するだけでなく、生活圏内の多くの場を遊べるものとする。(豊かなあそび空間)
- 第4条 建築・都市は幼い頃から自らの意志で友を得、異年齢の仲間やさまざまな世代と交流する機会を提供する。(さまざまな交流)
- 第5条 建築・都市は子どもと家族のため、共に楽しく充実した時を過ごす空間を特に住宅、子どもの施設、公共的な施設において用意する。(子どもと家族のための空間)
- 第6条 建築・都市は事故や犯罪から子どもを守るよう計画・管理される。その時、過度な安全性が子どもを閉じこめることに留意するべきである。(安全)
- 第7条 建築・都市は子どもを環境汚染等から守り、子どもの健康で健全な生活を保障する。(健康で健全な生活)
- 第8条 建築・都市は子どもが孤立しないよう、住宅をはじめ子どもの育つ空間を屋外の刺激や交流性に富む大地に近接させて設ける。(接地)
- 第9条 建築・都市は子どもの生活行動の自由を保障するよう閉鎖的にならず、オープンなものとする。(開放)
- 第10条 建築・都市は子どもとその社会が創り出す文化を尊重し、その固有な地域文化を継承する。(子ども文化)
- 第11条 建築・都市は子どもに自らの環境を自らつくる機会を与え、地域・自然そして地球環境について子どもが学ぶ機会を提供する。(参画と環境学習)
- 第12条 建築・都市は親が子育てについて学び、安心して子育てに取り組める社会システムと空間を用意する。(子育て環境)

Guidelines for the Creation of a Child-and Family-Friendly Urban and Architectural Environment

During the last quarter of the 20th century, rapid social changes became evident such as environmental destruction and the simultaneous demographic trend toward nuclear families and low birth rates. Today, therefore a fundamental rethink of the social paradigm which brought great economic growth in the few decades immediately prior to this last quarter is necessary, while there is concern over an apparent decrease in levels of mental and physical activity among the generation on which Japan's future depends.

The children of today face many different problems: bullying, truancy, disruptive behavior in the classroom, lifestyle-related disease, declining levels of physical strength, crime and social withdrawal. These phenomena can be seen as being related not only to social factors such as home life, school and neighborhood influences but also to the physical influence of the architectural and urban environment.

The question must be asked whether the present architectural and urban environment is a good one for the adults of tomorrow to grow up in, or whether it is an environment which oppresses, threatens and isolates children, depriving them of the opportunity for physical and mental activity, or whether it is the kind of environment which produces highly creative human beings with the breadth of vision and initiative to contribute to international society.

The urban and architectural environment in which children are raised should be created to meet the requirements set out below. From now on, these points should be taken as a basis on which our children and we can reexamine and rearrange the growing environment for the generation that will build our future.

Twelve-point charter for a child-and family-friendly architectural and urban environment

1. The architectural and urban environment must offer children the opportunity for authentic and diverse experience during their growing years.(Authentic and diverse experience)
2. The architectural and urban environment must involve the natural environment from the micro level up to natural open spaces in such a way as to stimulate children's senses and accommodate their physical activity.
(Interaction with nature)
3. The architectural and urban environment must not only provide play space but also be created so that the spaces in which everyday life is conducted may become places of play and to allow children to grow healthily through play.
(Abundant play space)
4. The architectural and urban environment must provide children from an early age with the opportunity to make friends freely and to mix with children of other age levels and members of all generations.(Varied interaction)
5. The architectural and urban environment must provide places where children and families can spend enjoyable and fulfilling times together, specifically in the home, in children's facilities and in public facilities.
(Spaces for children and their families)
6. The architectural and urban environment must be designed and managed to protect children from accidents and crime, but bearing in mind that excessive concern with safety results in children leading confined lives. (Safety)
7. The architectural and urban environment must protect children from pollution of the environment and other harmful influences and ensure them a physically and spiritually healthy life.(Physically and spiritually healthy life)
8. The architectural and urban environment must ensure that dwellings and other places where growing children spend their time are close to ground level so as to allow for varied social interaction and stimulation in an outdoor setting, in order to avoid children becoming isolated.(Closeness to ground-level)
9. The architectural and urban environment must not be of a physically restrictive nature but must be with accessibility that ensures children freedom in their daily activity. (Openness)
10. The architectural and urban environment must respect the culture created by children and their society, and must allow the continuation of a distinctive local culture.(Children's culture)
11. The architectural and urban environment must provide children with the opportunity to fashion their own environment for themselves and the opportunity to learn about the local, natural and global environments.
(Participation in and learning about the environment)
12. The architectural and urban environment must create a physical and social system in which parents can learn about child-rearing and devote themselves to child-rearing in an atmosphere free of threat. (Child-rearing environment)

子どものための建築・都市12ヶ条 指針

Guidelines for the creation of a child- and family-friendly urban and architectural environment

第1条 本物の多様な体験

子どもはその成育過程で多様な体験による驚き、発見、悲しみ、喜び、不安、達成感等を通して、子ども達は豊かな個性が育まれると思われる。しかし現代の情報化社会の中で子ども達は本物の体験の機会を奪われている。また現代の建築と都市は地域や場所の多様性を失い画一化の方向が見える。子ども達が育つ建築・都市は自然的な環境、都市的な環境を含め、できるだけ本物の多様な体験を保障するものでなければならない。

本物体験の場

規模的にも質的にも多様な空間を子どもが体験でき、そこで遊びながら本物の植物や動物、素材、場所、人に出会える環境であることが必要である。

年齢に応じた多様な空間体験の場

小さな子ども達のための安全な空間から年齢の高い子ども達のための集団的活動の場まで、それぞれの年齢にあわせた多様な空間体験の場が用意されねばならない。

多様な体験を可能とする大人と地域的サポート

多様な体験を可能にさせるためには、親や大人の子どもの対する援助が必要な場合が多い。親をはじめ大人と地域的なサポートが可能となるようなまちづくりが重要である。

第2条 自然とのふれあい

自然とのふれあいによって、子ども達の豊かな感性が育まれる。しかし子どもが触れ、親しむことのできる自然は都市部を中心に急速に失われてきた。身近な自然から時折訪れる大自然まで、子ども達が自然とのふれあいを十分に体験できるように、建築・都市はつくられねばならない。

身近に利用できる自然スペースの保全、創出

子どもとその家族が日常的に触れ、親しむことのできる自然をできるだけ多くつとめることができるよう、身近に利用できる都市自然スペースを保全・創出する。家の周りはもちろん、幼児施設、学校教育施設、公園、街路等あらゆる場所に裸地や水辺、草花、虫・魚・鳥などの小動物が棲息する自然環境が形成される必要がある。

自然スペースのネットワーク

自然スペースにおいては生物たちが移動できることが重要である。そのためには分散配置的ではなく連担されなければなら

ない。そうすることによって子どもも市民も連続的に自然スペースを利用できる。

キャンプ等の自然宿泊体験のできる場

自然の厳しさややさしさを生活を通して学ぶために、自然環境の中で生活することの体験は重要である。デイキャンプや長期滞在型のキャンプ等ができる多様な自然宿泊体験の場の整備が必要である。

自然のふれあいのためのプログラム

自然あそびの原点は自然採集のあそびであるが、それはその方法が伝承されていなければならない。今、田舎の子ども達もあそびの伝承が失われがちであるため自然あそびができなくなっている。自然あそび、自然体験を伝える多様なプログラムが用意されねばならない。

第3条 豊かなあそび空間

子ども達はあそびによって社会性、感性、創造性、身体性を育む。しかし都市化が進行することによって日本の子ども達はそのあそび空間を奪われ続けてきた。この40年間、子どものあそび空間は全国的に約1/20に減少している。ヨーロッパ、北米の子ども達に比し、そのあそび空間は約1/4～1/5しかない。豊かなあそび空間をもつ建築・都市を私たちは再構築しなければならない。

多様なあそび空間

子ども達にとって自然スペース、運動し走り回れるオープンスペース、安全な道スペース、ワイルドなアナーキスペース、秘密めいた基地アジトスペース、遊具スペース等の多様なあそび空間が身近にある必要がある。

豊かなあそびの空間と時間

地域の10%以上が子ども達のあそび空間となるよう、子どもの生活圏内の多くの場所があそび空間として利用できるようにすべきである。公園等が多くつとめられ(市民1人当たり20㎡を目標としたい)、公有地や遊休地等は子どものためのあそび空間として活用できる方策が考えられる必要がある。また子どもはあそびを享受できる時間が与えられねばならない。

学校校庭の改善

学校は友達と遊べる最も大きなあそび拠点である。幼稚園の園庭、学校の校庭を子ども達のあそび場として改善し、開放していくことが望ましい。

道あそび空間の復活

かつて道路は子ども達のあそび空間であった。少なくとも生活道路はハンブやボラード等によって車の進入や速度を制限し、子どものあそび空間として復活させる必要がある。

プレイリーダーのいる冒険あそび場

プレイリーダーのいるワイルドで、子ども達の自立的活動によるあそび場としての冒険あそび場がつけられることが望ましい。市民、地域を含めたあそび場づくりの活動は公園のみならず、学校校庭をはじめ、多くの公共的な場で展開されるべきである。

第4条 さまざまな交流

子ども達はさまざまな年齢、多様な人々との交流の中で社会性を育み、友情を培う。しかし核家族化、少子化、情報化など社会的変化の中で子ども達が孤立化し、自己中心的な傾向を強めている。子どもが友達や他世代の人々と自然に交流し、楽しい遊びを通して仲間をつくり、社会的な経験を積むことのできる建築・都市の創造は大きな課題である。

自然な交流を育む建築・都市空間の創造

建築・都市が自然な交流を育む力は、空間的仕掛けによるところも大きい。広い歩道、都市広場だけでなく、路地のある変化に富んだ町並み、小さな囲われた内庭、テラス、緑、庇、廊、階段、ベンチ、芝生の広場、木陰等、気持ちよく通行し、あそび、滞留できる様々な空間が用意されていなければならない。

交流を育む住まい

隣に住む人の顔もわからないような住まい、家族が集まらない住まいから子どもの健全な成長は望めない。住まいは子どもと子ども、子どもと大人の日常的で多様な交流を促すものでなければならない。

新たな交流施設の展開

乳幼児とその親のための子育てセンター、ヤングアダルトのためのユースクラブなど、交流の機会を提供する場の整備が求められる。

交流を促進する支援者

子ども達の中に異年齢のあそび集団を生むには、プレイリーダーやプレイスペシャリスト等の交流を促す支援者が必要である。子ども、支援者、計画者が一体となる参加型の施設づくりが必要である。

第5条 子どもと家族のための空間

子ども達は家族や地域によって育てられている。しかし今、子ども達が家族と共に楽しく充実した時を過ごす空間は住宅でも都市の中でも極めて少なくなっていないだろうか。多くの住まいにおいても家族は分断化している。多くの都市施設は子どもとその家族を疎外している。子どものあそび場、幼稚園、公園という子どもの施設は多くが迷惑施設となっている。子どもとそのファミリーの空間を住宅、都市の多くの場に定着させる必要がある。

子どもと家族のための住空間

住まいは本来、子どもと家族にとって共に楽しく過ごす空間と時間が共有されるものでなければならない。家族の分断化を阻止する空間の力が住宅に期待される。

子どもと家族のための職住近接

家族が多くの時間を子供と共に過ごすためには、職場と住居が近接している必要がある。

家族の空間のある子どものための施設

子どものための施設では、親が参加あるいは支援するための空間的拠点が必要である。また、それがあることによって親相互の交流を促すことができる。

子どもと家族の空間のある公共的施設

大人専門以外の公共的空間でも、子どもと家族のための空間が考えられねばならない。しかもその空間は安全でなければならないし、不健全なものであってはならない。子どもの成長にとって有害な物は排除されねばならない。

第6条 安全

子ども達が健やかに育つための環境には安全性が不可欠である。しかし車によって子ども達の安全なあそびは脅かされている。また、大人による誘拐や性犯罪の危険は、子どものあそびの行動を制限している。子どもが危険や犯罪から守られるよう建築・都市はつくられねばならない。

交通事故から守られやすい環境

子ども達の通学路やあそび場となりうる道、広場は車の交通から守られるよう計画・設置されねばならない。

犯罪から守られやすい環境

子ども達に対する犯罪がなされないよう、多くのあそび場は人々から見守られる場所に計画される必要がある。

日常災害から守られやすい環境

現代の建築・都市において、子どもには転落や転倒をはじめ、さまざまな日常災害にもさらされている。子ども達の自由な行動を妨げないような安全性を保障するよう建築・都市は計画され、つくられねばならない。

子どもが安全を学習する環境

過度な安全重視は子どもを檻の中に閉じこめてしまう。子どもは小さな怪我をしながら大きな事故を避ける術を学ぶ必要がある。そのような意味において過度な安全重視でない、管理者、利用者の合意の下による緩やかな環境形成がなされる必要がある。

第7条 健康・健全な発達

子どもが健康に健全に育つことは大人の願いである。しかし今、大気汚染やシックハウス、環境ホルモン等、子どもの健康を阻害する多くの要因が顕在化し、増大する傾向にある。建築・都市は子ども達の健康を保障し、子どもの健全な発達を促すよう計画され、つくられねばならない。

健康な都市環境

車による公害、大気汚染を縮小させるべく都市は構成されねばならないし、子どもの居住地区は特に緑地を十分に確保し、清浄な空気と心安らぐ環境、快適な環境が形成される必要がある。

健康な住まいの環境

建材等による健康被害が多くなっている。シックハウスや環境ホルモンの問題をはじめ、子どもの生活環境がおびやかされている。様々な建設材料、工法等は子どもの健康な生活を犯さないよう検討し、吟味して使われねばならない。

成育医療のための環境

子どものための医療は発達段階に応じたあそび、教育、診療を伴う精神的ケアが行われる必要がある。インフォームドコンセント、家族サポートまで含めた医療の総合的プログラムをもったフレンドリーな成育環境を提供できる建築・都市環境が整備されなければならない。

第8条 接地

子ども達は大地の様々な営みに学び、また、多くの人々と出会いながら成長する。しかし現代の都市は高層化によって子どもの生活を大地より引き離してしまっている。子ども達が元気に育つには、その生活環境ができるだけ大地に接していなければならない。

接地性のある生活環境

子どもは屋外において友達と交流し、あそびの中で成長していく。そのため外あそびが日常的に体験しやすい生活環境でなければならない。生活環境として小さな子どもが生活する住居は低層が望ましい。

接地性のある保育教育環境

学校のような教育施設も保育所、幼稚園のような保育・教育施設においても接地性は重要である。休み時間にすぐに運動場に出られることは子どものあそびを誘発する。逆に高い階にある教室では、子ども達は閉じこめられてしまう。低年齢児の場合にはできるだけ1階、2階、高学年の場合でも3階以下が望ましいと考えられる。

交流を生む接地性

子どものみならず、子どものいる家族にとって、家族同士の交流は非常に重要である。子どもも人々も広がりのある大地上、あるいはそれに類する大地的な空間において暮らすとき、自然と接することができ、交流が促される。

第9条 開放

子どもは多様なあそび体験や学習にアプローチすることによって、豊かな人格を形成することができる。しかし今、都市と建築は子どもの領域を狭め、閉じこめる方向に向かっている。それらが子ども達の閉じこもりや反社会的な行動を引き起こしているとも考えられる。子どもの生活環境は閉鎖的なものでなく、できるだけオープンで子どもの自由な行動を保障する建築・都市の創造が求められている。

子どもの自由な行動を阻まない環境

子どもは一種の弱者である。現存の建築・都市は多くのバリアーがある。子どもの視点に立ち、できる限りそのバリアーを取り除き、安全に行動できるような環境とすべきである。

閉じこめない環境

いじめは閉じこめられた空間で発生しやすいと言われる。開放的で、隠れることができたり、逃げたりすることのできるような、走り回れるポラスな(穴のあいた)環境が子ども達の生活環境として必要である。

歩行と自転車のための環境

子ども達は自動車を運転できない。歩行や自転車によって安全に移動できるような楽しい町でなければならない。

第10条 子ども文化

子ども達は古来固有の文化を有してきた。子どもにしかないあそび、子どもらしい形、子どもの色、好み等が子ども文化をつくり、伝承され、ある時は変えられてきた。現代建築と都市は大人の価値観によって子ども文化を圧迫してきた。子ども文化や子どもらしさを認める建築・都市文化の形成を図らねばならない。

子ども文化の独自性

往々にして子どもの文化は軽んじられてきた。また、そのような文化的な発展や表現も低くみられてきた。子どもらしい文化、子どもの文化、子どもが好む文化というものがあ、またそれは大人の文化とは異なる独自性を持っていることが尊重されねばならない。

子ども文化の継承

子どもの固有な文化は時代的にも継承されることによって、重層化されていく。子どもの文化は地域的である。地域のさまざまな祭礼とも一体的であった。そういう意味で先人によって引き継がれた建築・都市空間を生活文化環境としてできるだけ残すようにすることが重要である。

子ども集団形成支援

年齢を超えた子どものあそび集団は子ども文化の伝承媒体であり、人間社会形成の学習媒体であった。今後の少子社会において、その重要度が更にましてあり、その復活が期待される。そのためには仲間づくりに適切な子ども密度を保つ生活環境形成への計画的配慮、あそび文化の継承・発展のための情報や技術の提供など、子ども集団の形成支援のための方策がとられる必要がある。

子ども文化の継承・発展のための拠点

伝統的な子ども文化の再発見と継承、そして新しい子ども文化の創造のための活動と情報となる拠点の整備を図る必要がある。それらは既存の施設を再生・活性化することによっても可能であり、そのネットワーク化も重要である。

第11条 参画と環境学習

自己の意見を形成する能力のある子どもは、その子どもに影響を及ぼすすべての事項において自由に意見を発する権利を有すると、国連子どもの権利条約には記されている。しかし現代の建築・都市の形成は大人中心で、すべてが大人によって決定されている。子どもが自立的に、自主的に彼らの環境を自らつくる機会が与えられるよう建築・都市は計画・創造される必要がある。

子どもの町づくり参加の促進

児童館、公園緑地、学校など、子どもが生活する身近な地域の建築や街の形成への参加は、親も含め、これらの利用者や関係者すべての参加とともに一層積極的に進められるべきである。

子どもの環境学習

子ども達が自然環境の大切さや、循環・省資源・省エネルギー等の地球環境問題や町並み景観等の都市環境問題に関心をもつように学習や体験の機会が与えられる必要がある。自分たちで自分たちの環境をつくり、守ることを学ばねばならない。

子どもが制御しやすいやわらかい環境

身の回りの環境を自分自身で制御できることは、建築・都市環境の適合性を高めるための基本的条件であるとともに、人間の基本的欲求の一つである。建築・都市はできるだけ子どもにも自分たちのものとして制御しやすくし、やわらかい環境でなければならない。

第12条 子育て環境

子どもを生み、育てることは喜びである。しかし現代の少子化社会は子どもを生み、育てにくい社会であることを証明している。子育て支援の社会システムの整備はもちろん、建築・都市も子どもを生み、育てやすい環境として再点検、再整備しなければならない。

保育のための環境

子育てを支援する施設としての保育所を整備する必要がある。ある期間育児と仕事が両立できる地域や職場周辺の支援システムの充実や子育て後の仕事の継続保障など社会システムとともに、小さな子ども達が十分に保育される環境は早急に確立されねばならない。

子育て支援拠点

子育てに関する情報ははじめ、子育てに関する学習機能や相談機能をもつ人的支援がなされる拠点が整備される必要がある。

子育てがしやすい住環境

子育てを中心とした集合住宅のあり方など、子育てをテーマとして住宅の開発が行われねばならない。本来住宅の最も重要な機能は子育てだったはずである。

子どものためのすべての建築・都市的要素の再点検

子ども達を育てやすい環境は、元気な子どもが育つ環境である。すべての建築・都市的要素環境を子育ての視点から点検していく必要がある。

社団法人 日本建築学会 Architectural Institute of Japan

〒108-8414 東京都港区芝5-26-20 Tel:03-3456-2051

<http://www.aij.or.jp/aijhomej./htm>

子どもと高齢者に向けた学会行動計画推進特別委員会

Special Committee for the Promotion of the AIJ Action Plan for Children and the Aged

<http://news-sv.aij.or.jp/kodomo/>

